|  |
| --- |
| 高知県レンタル畜産施設等整備事業費補助金交付要綱一部改正新旧対照表 |
| 改正後 | 現行 |
| 第１条～７条　（略）（補助の条件） 第８条　(１)～(９) （略）　（10）補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを確認すること。第９条～14条　（略）附 則 １ この要綱は、平成25年５月23日から施行する。 ２ この要綱は、令和６年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第７条、第８条、第10条第３項、第11条第３項及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。 附 則　この要綱は、平成26年４月１日から施行する。附 則　この要綱は、平成27年４月１日から施行する。附 則　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。附 則　この要綱は、平成29年12月21日から施行する。附 則　この要綱は、平成30年４月１日から施行する。附 則　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。附 則　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。附 則　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。別表第１、別表第２　（略）第２号様式～第３号様式　（略）第５号様式～第８号様式　（略） | 第１条～７条　（略）（補助の条件） 第８条　(１)～(９) （略）（10）補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に県税の滞納がないことを確認すること。第９条～14条　（略）附 則 １ この要綱は、平成25年５月23日から施行する。 ２ この要綱は、令和３年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第７条、第８条、第10条第３項、第11条第３項及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。附 則　この要綱は、平成26年４月１日から施行する。附 則　この要綱は、平成27年４月１日から施行する。附 則　この要綱は、平成29年４月１日から施行する。附 則　この要綱は、平成29年12月21日から施行する。附 則　この要綱は、平成30年４月１日から施行する。附 則　この要綱は、平成31年４月１日から施行する。附 則　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。[新設]別表第１、別表第２　（略）［新設］第２号様式～第３号様式　（略）第５号様式～第８号様式　（略） |